

鳥取県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出について、当該指定居宅サービス事業者の破産管財人から届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月19日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社小倉水道	有限会社小倉水道	東伯郡北栄町東園 285-7	平成22年9月3日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売